

常葉大学及び常葉大学短期大学部における不正防止計画に係る具体的な取組の実施方法

令和3年10月18日

取組項目	不正発生要因及びその内容	具体的な取組内容
(1) 責任体系の明確化 公的研究費の運営及び執行管理に関する責任体系を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> 責任者の責任と権限が不明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止に係る責任者の責任と権限を明確にする。 (新たな不正防止計画の策定) 各責任者は、公的研究費の執行状況の報告を定期的を受け、ルール遵守状況を確認する。
(2) 適正な運営及び執行管理の環境整備 公的研究費の事務処理に係るルールの明確化・統一化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 研究制度、研究活動及び研究費執行に対する教職員の理解不足がみられる。 公的研究費の取扱いに関する規程又はルールが未整備である。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進部署は、本学における研究制度、研究活動及び研究費執行に係るハンドブックやマニュアル等を作成し、周知徹底を図る。 不正防止計画推進部署は、謝金(講師謝礼、学生バイト料、T Aの取扱い等)等のルールの明確化、学協会費・参加費等のルールの見直し等を行う。
(3) 不正発生の要因の把握及び不正防止計画の策定・実施 公的研究費の執行における課題及び問題点を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の使用に関しての教員個々の問い合わせ等に担当者に対応するが、事務局全体の問題として共有化がされていない。 本学の固有・統制・発見リスクの観点に立った不正発生要因が把握されていない。 職員体制が構築されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進部署は、内部監査部門との協議により、本学の固有・統制・発見リスクの観点に立った不正発生要因を把握、分析し、統括管理責任者とともに不正防止計画に係る具体的な取組の改善を図る。
(4) 公的研究費の適正な執行管理 公的研究費の執行状況を的確に把握し、適正な執行管理をする。	<ul style="list-style-type: none"> 取引業者との適正執行の構築が図られていないものが見受けられる。 物品、旅費及び謝金等の取扱いにおいて、各キャンパス間でバラツキ等が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定以上の取引のある業者から適正な取引に係る誓約書を徴収し、その意識の向上を図る。 物品、旅費及び謝金の取扱いについて事務部門の実効性あるチェックが効く体制の構築を図る。 研究者の相談等に対する対応及び支援ができる教職員の育成を図る。 不正な取引に関与した業者に対する取引停止等の実施要領を定める。
(5) 情報発信・共有化の推進 学内の情報共有はもとより、本学の取組等の主体的な情報発信等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ルールの明確化や不正防止に関する情報の周知がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進部署は、公的研究費に係る不正防止の体系図等を作成し、教職員に周知徹底を図る。 学内の関係規程を定期的に教職員に周知するとともにHPで公表する。 最高管理責任者等が実施した取組の実績報告を取りまとめ、定期的に学内外に情報提供する。 公的研究費等不正に関する相談窓口・通報窓口の運用方法を工夫し、機能を充実させる。
(6) モニタリングの体制 実効性のあるモニタリング体制を整備するとともに、リスクアプローチの観点に立ったモニタリングを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 継続的にリスクを把握する必要がある。 機関全体の視点から、研究費等に係るモニタリング・内部監査の位置付けが不明確である。 短大部のコンプライアンス推進責任者が行うモニタリングの実施要領がない。 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス推進責任者は、「常葉大学 研究活動及び研究費等に係る内部監査実施要領」に基づき、研究活動及び研究費等のモニタリングを実施する。 内部監査部門は、監事及び会計監査法人との連携を強化し、必要な情報提供及び定期的な意見交換を行う。 短大部におけるモニタリングに関する実施要領を策定する。